

第5回新宿区議会政治倫理条例に関する懇談会会議要録（平成16年7月16日）

- 1 会長が、懇談会第4回（6月4日）審議メモに基づき説明し、質疑を行った。
- 2 「議員の役割と責任...あっせん行為や働きかけの考え方について」を議題として、議論した。

議員の働きかけについて、議員と区民が共用することのできるルールとは何かについて以下のとおり議論した。

- ・ 区民は、議員のあっせん・働きかけが分からないので、文書化して明らかにすべきである。
- ・ 議員の働きかけは表に出てこない。文書化して透明になれば、改革になる。
- ・ 長野県の例は記録をお互いに確認してオープンしている。公文書をつくることはよいことなので、行政側に求めていくべきである。
- ・ 職員の立場から言うと、どこまで記録するのか難しい面がある。
- ・ 制度的に一定のルール化は必要である。
- ・ 議員の働きかけをどこまで文書化するのか、区民の立場では、公文書化することはよい。
- ・ 難しい面はあるが、整理した上で記録化することは可能である。
- ・ 議員が働きかけの要旨を書いて、職員に渡すのではどうか。
- ・ 議員の要望が圧力をかけるという話があるが、区民の声を区政に反映するためであり、圧力をかけることではない。
- ・ 文書化することは、モラルのない職員が要望を断る手段に利用される場合がある。
- ・ 特定の要求についてルール化することは可能である。
- ・ 議員の働きかけはすべて記録し公開することは、区民の知る権利を保障するものである。そのことを通して透明性が高まり、自治として成熟していく。
- ・ 文書化して、議員の活動が停滞することはない。
- ・ 議員が働きかけをし、職員がその働きかけを断った場合、公文書化すれば、上司がチェックすることができる。

原則として議員の働きかけを文書化することで以下のとおり議論した。

- ・ 文書化することは時代の趨勢である。
- ・ 文書化するものと、文書化しないものがある。罰則を設けないと実行あるものにならない。管理職の意識改革をしないとだめである。
- ・ 要点筆記であるならば、職員の負担にはならない。
- ・ 議員が働きかけをする場合、文書で提出すれば記録として残る。
- ・ 文書化してこない働きかけが問題である。
- ・ 文書化することにより、文書化できない働きかけは断ることができる。
- ・ 議員はほとんど口頭で要望しているのが現状である。要望する側が文書化すること

は自治の基本に合っていない。

- ・ 倫理条例の規定する範囲で文書化すればよい。
 - ・ 文書化しても不正・腐敗が無くなるものではない。
 - ・ 電話で答えられるようなものは文書化する必要はない
 - ・ 要望を受けた側が文書化すべきである。
 - ・ メールを活用して文書化することも一つの方法である。
 - ・ 文書化するにあたり、徳島県の事例を参考にすればよい。働きかけ等で問題になれば、審査会等で議論すればよい。
-
- ・ 次回事務局が、働きかけ等の記録をとっている自治体を調査し報告する。

3 次回の議題

「文書化に関する考え方（範囲・主体）」、「文書にならない問題の処理」とする。

4 次回の日程

7月30日（金）午前10時に開催する。